**○農林水産省告示第百九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡江府町大字下蚊屋字上ヌク湯三三の一、大字助澤字三平五二〇の一、五二〇の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第百十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町奥野字下垰五一四、日田字白飛山一二六二の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第百十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡江府町大字江尾字上ノ道一一九六、一一九八の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第百十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県西伯郡南部町上中谷字イボシ岩一八七、一八九の一、一八九の二、一九一、字小屋畑平山二三四の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第百十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町西谷字下モムクロヲシ六二四の一、字上ムクロヲシ六二六の一、隼郡家字鞍内二二九、二二九の一、二三〇、二三〇の一、二三一、四一二の一から四一二の一二まで、四一三の四から四一三の六まで、字大平三六〇、三八九、四一一の一、四一一の二

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町西谷字下モ目谷八五〇の一〇

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○特許庁告示第一号**

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十五年一月十日

特許庁長官　深野　弘行

| 登録番号 | 登録年月日 | 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | 登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称 | 登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地 |
|---|---|---|---|---|
| 第三十八号 | 平成二十四年十二月二十八日 | 株式会社廣済堂<br>東京都港区芝4―6―1<br>（代表者　長代　厚生） | 十七　先行技術調査（生活機器）<br>家庭用電気機械器具（掃除機、洗濯機、洗浄機、食器洗浄機、アイロン等）、清掃、コンベクタ、照明、スイッチ等 | 株式会社廣済堂<br>東京都港区芝3―4―12 |
| | | | 十八　先行技術調査（熱機器）<br>燃焼、電気加熱、ストーブ、ボイン、暖房、乾燥、調理ラジ、魚・肉・冷蔵庫、空気調和、ダクト、熱交換、冷凍ポンプ、ヒート、製氷、冷蔵庫、加湿、換気、和食の加工、一般等 | |